

海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案(衆第一二二号)(衆議院提出)要旨

本法律案は、海洋構築物等の安全及び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため、海洋法に関する国際連合条約に定めるところにより、海洋構築物等に係る安全水域の設定等について所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通大臣は、海洋構築物等の安全及び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため、国連海洋法条約に定めるところにより、安全水域を設定することができることとし、その設定は、特定行政機関の長の要請に基づき行うこととする。

二、船舶の運転の自由を失った場合等を除き、何人も、国土交通大臣の許可を受けなければ、安全水域に入域してはならないこととする。

三、この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならないこととする。

四、この法律は、公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。